

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ：生産性向上設備投資促進税制

「生産性の向上に資する先端設備（A）」や、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B）」を導入することにより適用できる税制優遇措置があります。

## 1. 税制措置

税制措置	2014年1月20日～2016年3月31日	選択制	・即時償却 ・税額控除※ 5%、建物等は3%
	2016年4月1日～2017年3月31日	選択制	・特別償却 50%、建物等は25% ・税額控除※ 4%、建物等は2%

※法人税額の20%まで

## 2. 適用にあたり

	A：先端設備の導入	B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資
手続	適用要件を満たすことについての証明書（工業会等から発行）を、設備メーカーを通じて入手し、当該証明書を確定申告書に添付する	投資計画を提出後、適用要件を満たすことについての確認書を入手し、当該確認書を確定申告書に添付する（※1）
適用要件	①最新モデルであること （一定期間内に販売が開始されたもの等） ②旧モデルと比較して生産性が向上（年平均1%以上の向上）していること ③取得価額が設備種類毎に設定されている最低取得価額以上のものであること	①投資計画における投資利益率（※2）が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）であること ②取得価額が設備種類毎に設定されている最低取得価額以上のものであること  ※2= $\frac{\text{「営業利益+減価償却費」の増加額}}{\text{投資増加額}}$
確認者	適用要件①、②について、日本産業機械工業会などの工業会等の確認	適用要件①について、公認会計士・税理士及び都道府県経済産業局の確認

※1 「B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画」の具体的流れ

各段階	内容	作業者
事前準備	設備投資計画・投資効果の試算、根拠資料準備	会社
	資料の確認、事前確認書の発行	公認会計士・税理士
申請	経済産業局に確認申請	会社
	確認書発行	経済産業局
投資の実行	資産の取得	会社
税制優遇	確定申告にて確認書を添付	会社
事後確認	3年間（年一回）経済産業局に状況報告	会社

## お見逃しなく！

- ① 「B:生産ライン等の改善に資する設備投資」については、投資計画自体が合理的であれば結果として投資利益率の達成ができなくとも適用が取り消しになることはありません。
- ② 生産等設備に該当しない、本社建物、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等（いわゆるバックオフィス）及び中古設備は「生産性向上設備投資促進税制」の適用対象外となります。